

○射水市いきいき長寿館条例施行規則

平成29年3月31日

規則第4号

改正 平成31年3月20日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市いきいき長寿館条例(平成29年射水市条例第1号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により、射水市いきいき長寿館(以下「長寿館」という。)の使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項によらなければならない。

- (1) 交流室の使用にあつては、長寿館に備える使用者受付簿に必要事項を記載しなければならない。
- (2) 軽運動室の使用にあつては、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の3月前の月の初日から使用日の5日前までの間に、射水市いきいき長寿館使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長において相当の理由があり、かつ、長寿館の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条第2号の規定による使用許可の申請について、その使用を許可したときは、射水市いきいき長寿館使用許可書(様式第2号。第5条第4項において「許可書」という。)を当該申請者に交付するものとし、その使用を許可しないときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の使用許可は、申請の順位により行うものとする。ただし、市長が公用又は公共のために特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の変更又は取消し)

第4条 前条第1項の規定により長寿館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用内容の変更又は使用の取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに射水市いきいき長寿館使用変更(取消し)申請書(様式第3号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第10条の規定による使用料の減免(以下この条において「減免」という。)の範囲及び割合は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 減免を受けようとする使用者は、使用許可の申請と併せて市長に減免を申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、その結果を許可書の交付と併せて通知するものとする。

(使用料の還付)

第6条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 使用者の責めに帰することができない事由により使用できなかったとき 全額

(2) 使用者が、使用日の3日前までに、当該使用許可の変更又は取消しを申請した場合において、市長が相当の事由があると認めたとき 50パーセントに相当する額

2 前項の規定により算出した還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 使用料の還付を受けようとする使用者は、射水市いきいき長寿館使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による使用料の還付の申請について、その還付を決定したときは、射水市いきいき長寿館使用料還付決定通知書(様式第5号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用後の点検)

第7条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちにその旨を長寿館の職員に届け出て、点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第8条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれがある行為をしないこと。

(2) 使用許可を受けていない施設及び附属設備を利用しないこと。

(3) 館内で喫煙し、又は所定の場所以外で飲食しないこと。

(4) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ち込まないこと。

(6) 許可を受けないで、建物の内外で次に掲げる行為をしないこと。

ア 物品販売その他の営業行為

イ 金品の寄付、募集等の行為

ウ 広告物を掲げ、又は宣伝ビラ等を配付する行為

(7) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

(損傷及び滅失の届出)

第9条 使用者は、長寿館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を長寿館の職員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第10条 条例第16条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に長寿館の管理を行わせる場合における第2条から第4条までの規定の適用については、第2条中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第17条第2項の規定により読み替えて適用する条例第6条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第11条 前条の場合における第5条及び第6条の規定の適用については、第5条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第10条」とあるのは「条例第19条第5項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第11条ただし書」とあるのは「条例第19条第6項ただし書の規定により準用する条例第11条」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第12条 前2条の場合における様式第1号から様式第5号までの様式の適用については、これらの様式中「射水市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、長寿館の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の減免については、改正後の射水市いきいき長寿館条例施行規則第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

減免の範囲	割合
1 市又は市の機関が主催する場合	10割
2 市又は市の機関が共催する場合	5割
3 高齢者の生きがづくり又は介護予防を図る事業等に使用する場合	5割
4 市長が特に必要と認める場合	5割又は10割でその都度市長が定める割合